

夕張市財政再生計画の変更 (平成24年3月)の概要

- 昨年12月20日に夕張市の財政再生計画の変更に同意したが、その後に発生した新たな事情に早急に対応するため、歳入歳出年次総合計画のうち平成23年度から平成41年度までの各年度分の歳入・歳出額を変更するとともに、財政再生計画の着実な実行を図るため、その他財政の再生に必要な事項を変更するもの。
- 変更に伴い必要となる財源については、新たな歳入の確保及び歳出の抑制により対応することとしており、財政再生計画の主要部分である計画期間及び財政再生の基本方針並びに財政の再生に必要な計画及び歳入又は歳出の増減額については変更はない。
- 財政再生計画の変更への同意は、今回で7回目である。

I 各年度の歳入・歳出額の変更

1 主な変更事項

(1) 市立診療所改築事業の見直し(▲1,325百万円) [H23~H41]

市立診療所については、施設の老朽化等に対応するため、当初計画において平成23年度から平成25年度にかけて改築することとしていたが、その後、市においてさらに十分な議論を踏まえた上でその方向性を決定し、改めて計画計上することとなったことから、当該事業に係る計画計上額の変更を行うもの。

(財源) 地方債▲1,304百万円、一般財源▲21百万円

当該事業に係る地方債の財政再生計画期間中の元利償還金(932百万円)のうち、普通交付税の基準財政需要額算入分(558百万円)を除いた額(374百万円)と、一般財源不用分(21百万円)の合計(395百万円)については、全額を財政再生計画調整基金に積み立て、今後当該事業を計画計上した場合の財源として確保する。

- (2) 財政再生計画調整基金への積立て（＋８３２百万円） [H23～H41]
計画変更による後年度の実施事業や元利償還金に必要な一般財源について、所要額が確保されていることを明確化するため、特定目的基金として設置する「財政再生計画調整基金」への積立てを行うもの。
①財政調整基金からの振替分（４０４百万円）
②市立診療所改築事業に係る後年度所要額（３９５百万円）
③今回の計画変更に伴い発行する地方債の元利償還金相当分（３２百万円）
(財源) 一般財源 ８３２百万円
- (3) 市内企業の設備投資に対する助成（＋１５０百万円） [H24]
夕張市新産業創造等事業助成金交付要綱に基づき、雇用の増加につながる市内企業の設備投資に対して、経費の一部を助成するもの。
(財源) 空知産炭地域総合発展基金収入 １５０百万円
- (4) 豪雪への対応（＋３２百万円） [H23]
記録的な大雪に伴う除雪に要する経費の増大に対応するもの。
(財源) 一般財源 ３２百万円

※ 変更が必要となる一般財源については、財政調整基金繰入金等により対応するため、財政再生計画の主要部分である計画期間等への影響はない。

2 性質別歳入・歳出の増減

【一般会計】

平成23年度

(1) 歳入

国・道支出金の増（＋６百万円）、繰入金の増（＋４７６百万円）、寄付金の増（＋２３百万円）などにより５０６百万円の増

(2) 歳出

人件費の増（＋１２百万円）、物件費の増（＋９百万円）、維持補修費の増（＋４０百万円）、扶助費の増（＋４百万円）、繰出金の減（▲２１百万円）、積立金の増（＋４４９百万円）などにより５０６百万円の増

平成24年度

(1) 歳入

地方税の減(▲1百万円)、地方譲与税の減(▲6百万円)、地方交付税の減(▲274百万円)、国・道支出金の増(+99百万円)、繰入金の増(+90百万円)、地方債の増(+379百万円)、諸収入の増(+148百万円)などにより421百万円の増

(2) 歳出

人件費の減(▲13百万円)、物件費の増(+80百万円)、維持補修費の増(+20百万円)、扶助費の増(+79百万円)、建設事業費の増(+57百万円)、公債費の減(▲13百万円)、繰出金の増(+18百万円)、補助費等の増(+150百万円)などにより421百万円の増

平成25年度～平成41年度

(1) 歳入

地方交付税の減により558百万円の減

(2) 歳出

繰出金の減(▲932百万円)、積立金の増(+374百万円)により558百万円の減

【診療所事業会計】

平成23年度

(1) 歳入

繰入金の減により21百万円の減

(2) 歳出

物件費の減により21百万円の減

平成24年度

(1) 歳入

繰入金の減(▲1百万円)、地方債の減(▲1,304百万円)などにより1,305百万円の減

(2) 歳出

建設事業費の減(▲1,304百万円)、公債費の減(▲1百万円)などにより1,305百万円の減

平成25年度～平成41年度

(1) 歳入

繰入金の減により932百万円の減

(2) 歳出

公債費の減により932百万円の減

Ⅱ その他財政の再生に必要な事項の変更

財政再生計画の着実な実行を図るため、「財政再生計画調整基金」を設置し、必要な財源を積み立てることとしたことから、その旨を以下のとおり計画の本文に追記する。

- ・当初の財政再生計画策定後に行う計画変更において、後年度の財政負担が生じる事項については、その必要な財源を財政再生計画調整基金に積み立てることにより、計画の着実な実行を図るものとする。